

HACK SONIC powered by G's

参加規約

この参加規約(以下「本規約」といいます)は、デジタルハリウッド株式会社が運営するエンジニア・起業家養成学校「ジーズ」(以下「主催者」といいます。)が開催する『HACK SONIC powered by G's』(以下「本イベント」といいます。)へ応募・参加するに際して、遵守していただく事項を定めています。本イベントに応募することにより、本規約に同意したものとみなされます。

① イベント概要

本イベントは、参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共にアイデアを創出し、自らの技術等を提供し合い、実装することにより、イノベーションを創出することを目的としています。

開発テーマに沿った新しいサービス・アプリケーションのプロトタイプをイベント期間中に作成し、その出来栄をチームで競うイベントです。審査員による審査の結果、入賞したチームには賞金等が授与されます。

本イベントの開催概要は次のとおりです。

● 概要

1 イベント期間: 2026年3月6日(金)～2026年3月8日(日)

(参加必須日時)

オリエンテーションDAY: 2025年3月6日(金) 19:30～20:45

※オリエンテーションDAYをリアルタイムで参加できない方は、当日配布するアーカイブ視聴でもOKですが、当日中に必ずアーカイブをご確認ください。

デモデイ: 2025年3月8日(日) 12:00～12:30 / 16:00～20:00

2 場所: G's 東京校舎(原宿)・オンライン(ZOOM)にて開催

3 参加費: 無料

4 参加チーム数: 10～15チーム程度(審査あり)

② 応募条件・方法

本イベントへの参加のご応募を頂ける方は、次の条件のすべてを満たす方です。(本イベントに応募される方を、以下「応募者」といいます。)お申し込みは、本イベントwebサイト(<https://g-s.dev/hacksonic>)にて行って下さい。

1 アプリ制作経験のある方。当日のチームビルディングは行いませんので、チームを事前に組んでのエントリー、もしくは個人参加(1人チーム)となります。2名以上のチームの場合、デザイナー、プランナーの方も含めてのチーム編成も可とします。

2 本イベントのオリエンテーションデイ及びデモデイに参加可能であること

3 本規約及び主催者の定める個人情報の取り扱い(以下⑩)に同意していること

4 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力でないこと

5 18歳未満の場合は、参加に対して保護者からの同意を得ていること

③ 主催者による参加者の決定

2026年2月24日(火)までに応募した者のうち、本イベントに参加いただける方(以下「参加者」といいます。)のみに参加に関する連絡を申し込み時のメールアドレスへ連絡いたします。なお、書類選考により主催者が応募者の中から参加者の選抜を行います。見学等は原則、主催者の関係者のみとさせていただきます。

④ 主催者による参加者の取消

主催者は、参加者の決定後であっても、参加者が次のいずれかに該当する場合には、本イベントへの参加をお断りできるものとします。

- (1) 応募にあたり、主催者に虚偽の申告をし、または必要な申告をしなかった場合。
- (2) 主催者、他の参加者等の迷惑になる、もしくは本イベントの円滑な運営を妨げるような言動をし、またはその恐れがあると主催者が判断した場合。
- (3) 主催者、他の参加者または本イベントの名誉、または信用を損なう言動をし、またはその恐れがあると主催者が判断した場合。
- (4) 主催者が指定した期日までに所定の手続きをとらなかった場合。
- (5) 主催者が指定する参加方法をお守りいただけなかった場合。
- (6) 法令等に違反した場合。
- (7) その他本規約に違反した場合。

⑤ 利用できる環境及び素材

(1) 参加者は、本イベントで使用する PC を自ら準備する他、ソフトウェア、コンテンツ等の素材を本イベントにおいて利用することができます。ただし、参加者は、参加者の準備する素材が第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、当該素材の権利関係について第三者との間でクレーム、紛争が生じた場合はすべて参加者の責任において解決するものとします。

⑥ 本イベントにて作成する成果物の権利の帰属及び利用

- (1) 参加者は、本イベントにおいて、イベント期間中に、主催者より提供されたテーマに関して新しいサービスのプロトタイプを構築し、そのプロトタイプの実物、またはプロトタイプが動いている様子が記録された動画などがウェブ上で閲覧できるものを、主催者に提出するものとします。
- (2) 参加者は、API、オープンソース・ライブラリー、事前に作成したワイヤーフレーム、デザイン素材、バックエンドコードを使用することが可能ですが、既にプロダクトとして発表されているものは審査対象となりません。また本イベント開始前に、成果物のコンセプト、デジタルモックアップ、データベース設計を練ることは問題ありません。
- (3) 本イベントにおいて、参加者が作成した文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイピングしたハードウェアその他一切の成果物(以下「成果物」といいます)に関する所有権及び知的財産権は作成した参加者に帰属しますが、参加者は主催者及び協力団体・企業が事前の相談の上成果物を利用する場合には、成果物の知的財産権に基づく権利侵害の主張をしないものとします。
- (4) 参加者は、成果物について生じた知的財産権について、主催者が利用を希望した場合は、主催者に対してその成果物を利用する権利、またはその権利を第三者に許諾する権利(サブライセンス権)を原則許諾することを承諾するものとし、誠実に協議しなくてはなりません。また、本イベントの成果物について製品化が可能と主催者が判断する場合、主催者及び当該成果物を作成した参加者は実証実験を含めた製品化に向け協力するものとし、必要に応じ、主催者による成果物に関する知的財産権の利用及び取得について協議するものとします。また参加者が独自に成果物の製品化を検討する場合にも、事前に主催者に連絡するものとします。
- (5) 成果物は、他者を誹謗中傷するもの、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、わけつなものの、違法行為や反社会的な行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権等の権利を侵害するもの、コンピュータ・ウィルスや不正プログラムを動作させたり、これらを他者に利用させるものであってはなりません。
- (6) 成果物に関して、第三者からの権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等(本項において、以下「クレーム」といいます。)があった場合には、当該成果物を作成した参加者の費用と責任においてこれを解決し、主催者は一切の負担をしないものとします。また、当該成果物を作成した参加者は、主催者がクレームの処理、対応に要した費用(弁護士費用を含む)を主催者に賠償しなければなりません。
- (7) 本イベントで主催者が収録した映像、写真・音声に関する所有権及び知的財産権はすべて主催者に帰属します。

⑦アイデアと秘密情報について

(1) 本イベントにおいて参加者が提供したアイデア(コンセプトおよびノウハウ等を含みますが、成果物として形になっているものは除きます)は、そのアイデアを提供した参加者からの申出および参加者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産(パブリックドメイン)として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。

(2) 参加者は、前項に定める本イベントにおけるアイデアおよび成果物の取扱いを十分に理解したうえで、非公開としたい情報、著作物、発明、アイデア、ノウハウ、コンセプト等については、本イベントにおいて利用せず、開示しないものとします。

(3) 参加者は、自身の秘密情報を本イベントにおいて開示しないものとします。

参加者が自身の秘密情報を本イベントにおいて開示することを希望する場合には、事前に主催者までご相談ください。

(4) 本イベントにおいて主催者が参加者に対して、秘密であることを明示のうえ開示した情報は、主催者の秘密情報です。参加者は、主催者の秘密情報の取扱いについて、主催者の指示および主催者の定める規則に従うものとします。

⑧審査対象からの除外・賞の取消し

本イベント後においても、本規約に関する違反や不正が発覚した場合は賞を取り消し、賞品の返還を求める場合があります。審査会前に発覚した場合は審査対象から外しますのでご注意ください。

⑨免責

(1) 主催者は、応募の受け付け、参加者の決定を含む本イベントの実施に関するあらゆる過程において、ネットワーク、電話機、電子機器、コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェアの異常もしくは制約または不正アクセス等の第三者の行為について、一切責任を負わず、それらによって発生した、情報、成果物、電子機器等に対する損害について一切責任を負いません。

(2) 本イベントに参加中の事故等により参加者が生命身体もしくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に何ら請求してはなりません。ただし、主催者にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこのかぎりではありません。

(3) 本イベント中の健康管理は参加者自らで行ってください。参加者は十分な睡眠及び休憩を取るよう留意し、本イベント中に体調の不良を感じた場合は直ちに参加を中止するなど適宜の措置を行ってください。

⑩個人情報の取扱い

本イベントの参加者は、事前に専用Webサイトよりエントリーする必要があり、その際にいただく内容には、個人情報等の情報が含まれます。

本イベントにエントリーすることで、参加者はエントリーフォームに記入した連絡先をはじめとする情報や画像などを主催者に提供することに同意したとみなされます。

本ハッカソンは主催者の運営母体であるデジタルハリウッド株式会社のプライバシーポリシー (<https://www.dhw.co.jp/privacy-policy/page-1/>) に基づき、個人情報を取り扱うものとします。

(1)目的

主催者が収集した個人情報は、以下の目的に必要な範囲で、参加者の権利を損なわないよう十分配慮して取り扱うものとします。

- ・イベントの案内および申し込みを確認するため
- ・イベントに必要な資料や機材、情報を提供するため
- ・イベントに関する広報活動のため
- ・イベント終了後に行う知的財産権の許諾、成果物の権利化、事業化等の連絡のため
- ・各種お問い合わせに対応するため

(2) 個人情報の管理・保護について

主催者が参加者の個人情報を管理する際は、適切な管理を行うとともに、外部への流出防止に努めます。

また、外部からの不正アクセスまたは紛失、破壊、改ざん等の危険に対しては、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施し、お客様の個人情報保護に努めます。

主催者は、参加者から収集した個人情報を、参加者の同意を得ずして主催者以外の第三者に開示することはありません。ただし、警察、裁判所、法令による開示命令など公的機関からの正当なる理由を示された場合に限り、お客様に同意なく個人情報を開示・提供することがあります。

⑪ 広報活動

(1) 本イベントは主催者ならびにスポンサーの各媒体やその他メディアにおいてイベントレポートの掲載を予定しています。

(2) 主催者およびスポンサーは、本イベントを動画撮影、写真撮影、録音等の方法により収録し、本イベントで開発された作品、成果物や発表内容を各媒体で公開する他、主催者及び主催者の指定する第三者により各種媒体(テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、雑誌、DVD等)において公開・利用することがあります。収録、公開される情報には、参加者の氏名、経歴、所属企業等のプロフィール、映像、写真、音声が含まれる可能性があります。ただし、成果物について知的財産権を有する参加者から、成果物の権利化のために成果物に関する情報を公開しないようお申出があった場合には、主催者は、成果物の権利化のために適切な措置を講じるよう努めるものとします。

(3) 参加者は、氏名、経歴、所属企業等のプロフィール、映像、写真及び音声記録が記録・公開・利用されることに同意した上で本イベントに参加するものとし、主催者の自由な判断による記録、公開及び利用に関し、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、作品・成果物に関する著作権人格権等を行使せず、また一切の対価を請求しないものとします。

⑫ 本イベントの中止等

主催者は、本イベントの運営上やむを得ない場合には、参加者に事前の通知なく、本イベントの運営を中止、中断または内容を変更できるものとします。この場合、参加者の本イベントのための準備費用等その他一切の費用等について、主催者は責任を負いません。

⑬ 審査結果

本イベントの審査は、主催者の定める基準によって行います。審査過程の詳細等については、参加者からお問い合わせをいただきましてもお答えできませんので、ご了承ください。

⑭ 本イベント終了後の流れ

本イベント終了後、主催者への成果物に関する知的財産権(サブライセンス権を含みます)の許諾、成果物の権利化や事業化等について、主催者から参加者に打診させていただく場合があります。この場合、参加者は、主催者との協議に応じるものとします。参加者が主催者から打診がある前に成果物の事業化を検討される場合、事前に主催者まで連絡するものとします。

⑮ 本規約の変更

主催者において必要と判断した場合には、本規約は事前の予告なく変更する場合があります。

⑯ 法令等の遵守

参加者は、本イベントに関する活動において、法令および公序良俗に違反してはならず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。

⑰ 所属先との関係

所属先の法人等を代理または代表して本イベントに参加する参加者は、自身の責任で本参加規約について所属先の法人等の同意を得るものとします。

⑱合意管轄

本イベントに関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

⑲疑義

本規約に定めのない事項ならびに本規約および本イベントに関して疑義がある場合には、主催者の決定をもって最終判断とします。

⑳責任

参加者が以上の各項の定めに違反し、主催者または第三者(所属先の法人等)に対して損害を与えた場合には、参加者は、自身の責任によりこれを解決し、主催者に対して何ら迷惑、費用負担をかけず、損害の賠償等を請求しないものとします。

以上